中央市内の屋外・屋内体育施設利用者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の「５類」移行後の感染防止対策について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上での位置付けが５月８日から２類から５類に引き下げられます。

２類から５類への移行後は、施設利用者に新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのガイドラインの運用は行わないこととなります。今後は、個人の判断により主体的に行動して施設を利用していただくことになりますので、皆様のご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

令和５年４月２８日

中央市教育委員会　生涯教育課